

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	特別児童扶養手当等給付			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局障害保健福祉部			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和39年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	企画課			川又 竹男	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条、第14条、第17条及び第26条の2 国民年金法等の一部を改正する法律付則第97条			<b>関係する計画、通知等</b>					
<b>主要政策・施策</b>	障害者施策			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する父母等に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当を支給するもの。 特別児童扶養手当給付費(特別児童扶養手当受給者。補助率:国10/10)、特別障害者手当等給付費負担金(特別障害者手当等受給者。補助率:国3/4、都道府県及び市又は福祉事務所設置町村1/4)、事務取扱交付金(都道府県及び市町村。補助率:国10/10)、特別児童扶養手当支給業務庁費(システム運用・保守等)								
<b>実施方法</b>	負担								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	152,142	149,222	151,209	156,781	162,507		
		補正予算	▲ 6,703	-	10	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	145,439	149,222	151,219	156,781	162,507		
		執行額	143,965	147,019	149,835				
	執行率(%)	99%	99%	99%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
				成果実績	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	近年の医学的知見を踏まえ、その都度、認定基準の見直しを行うことにより、適正な運営管理に努める。	障害認定基準に該当した者に対して、手当を支給するものであるため。	手当受給者数	人	406,452	418,536	425,562	431,420	
	近年の医学的知見を踏まえ、その都度、認定基準の見直しを行うことにより、適正な運営管理に努める。			目標値	人	421,925	416,298	423,908	
				達成度	%	96%	101%	100%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	特別児童扶養手当・障害児福祉手当は、受給対象児童数。 特別障害者手当・経過福祉手当は、受給者数。	活動実績	人	特別児童扶養手当 217,225 特別障害者手当 118,333 障害児福祉手当 65,087 経過福祉手当 5,807	特別児童扶養手当 225,201 特別障害者手当 121,372 障害児福祉手当 66,632 経過福祉手当 5,331	特別児童扶養手当 232,398 特別障害者手当 122,254 障害児福祉手当 66,131 経過福祉手当 4,779			
		当初見込み	人	特別児童扶養手当 223,597 特別障害者手当 123,145 障害児福祉手当 68,802 経過福祉手当 6,381	特別児童扶養手当 221,084 特別障害者手当 122,368 障害児福祉手当 67,085 経過福祉手当 5,761	特別児童扶養手当 229,166 特別障害者手当 122,823 障害児福祉手当 66,760 経過福祉手当 5,159	特別児童扶養手当 237,268 特別障害者手当 122,990 障害児福祉手当 66,540 経過福祉手当 4,622		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X/Y X:「各年度事務費等執行額」 Y:「各年度特別児童扶養手当支給対象児童数」			単位当たりコスト	円	4,461	4,327	7,456	4,468
<b>算内訳(単位:百万円)</b>	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	特別児童扶養手当支給業務庁費	11	25	特別児童扶養手当支給業務庁費について、システム改修が必要であるため。また、特別児童扶養手当給付費及び特別障害者手当等給付費負担金について、特別児童扶養手当2級及び特別障害者手当の受給者の増加が見込まれるため。					
	事務取扱交付金	1,049	1,049						
	特別児童扶養手当給付費	117,093	121,992						
	特別障害者手当等給付費負担金	38,628	39,441						
計	156,781	162,507							

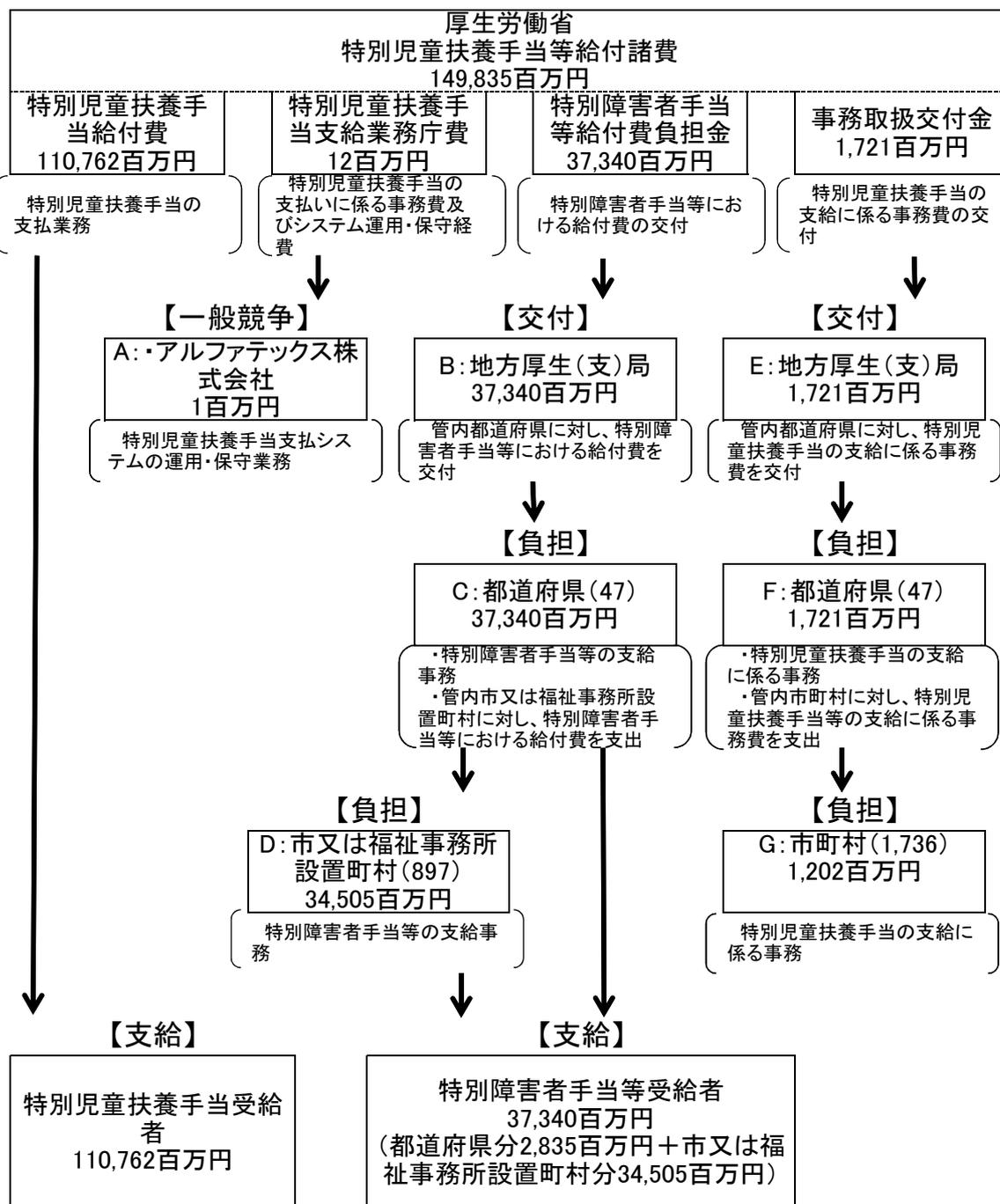
事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○ 障害児の保護者、重度の障害者の所得保障の一環として実施する事業であり、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○ 障害児・者世帯の所得を保障するため、特別児童扶養手当は国が全額負担し、特別障害者手当等は国が3/4負担して事業を行っており、民間等に委ねることができない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○ 障害児・者世帯の所得を保障するための事業であり、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○ システムの運用・保守業務については、一般競争入札を実施しており、他の支出先については、都道府県、市町村及び受給者のみに限定されている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、国の責務により、特別児童扶養手当については国が全額負担し、特別障害者手当等については国が3/4負担して事業を行っている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○ 手当額については、国民年金と同様、物価スライドに基づき算定されており、また、直近の支給実績を勘案した受給者数を見込んでいるため、適切な事業規模と考えている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○ 本手当は、障害児・者に給付されるものであり、適正な運用が図られている。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○ 手当給付に必要なものに限定して支出している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○ 成果実績については、ほぼ成果目標通りとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○ 見込みについては、前年の実績を基に算出しているが、活動実績は、ほぼ見込み通りとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	活動実績にある通り、毎年受給者数が増加し、障害児・者の福祉の向上に資する優先度が高い事業となっている。経費については、毎年指導監査を実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っているため、必要最低限の合理的なものとなっている。	
	改善の方向性	引き続き、必要な予算を確保しつつ適切な事業の実施に努めることとする。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	引き続き、特別児童扶養手当の支給に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	502	平成23年度	455	平成24年度	398	
平成25年度	757	平成26年度	755			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. アルファテックス株式会社			E. 関東信越厚生局		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	システム運用・保守経費	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	618
計		1	計		618
B. 関東信越厚生局			F. 神奈川県		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費	11,843	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市町村分)	231
			事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(神奈川県分)	31
計		11,843	計		262
C. 東京都			G. 横浜市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費(市(特別区を含む)又は福祉事務所設置町村)	3,491	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(横浜市分)	176
扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	23			
計		3,514	計		176
D. 江戸川区			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	特別障害者手当等給付費	233			
計		233	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	特別児童扶養手当支払システムの運用・保守業務	14		84%

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	11,843	-	-
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	7,716	-	-
3	東海北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	4,959	-	-
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	4,521	-	-
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	3,120	-	-
6	中国四国厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	2,558	-	-
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	1,389	-	-
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	1,234	-	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別障害者手当等の支給	3,514	-	-
2	神奈川県	特別障害者手当等の支給	1,738	-	-
3	千葉県	特別障害者手当等の支給	1,540	-	-
4	埼玉県	特別障害者手当等の支給	1,517	-	-
5	新潟県	特別障害者手当等の支給	1,214	-	-
6	長野県	特別障害者手当等の支給	701	-	-
7	茨城県	特別障害者手当等の支給	571	-	-
8	群馬県	特別障害者手当等の支給	439	-	-
9	栃木県	特別障害者手当等の支給	405	-	-
10	山梨県	特別障害者手当等の支給	204	-	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	江戸川区	特別障害者手当等の支給	233	-	-
2	足立区	特別障害者手当等の支給	229	-	-
3	町田市	特別障害者手当等の支給	212	-	-
4	練馬区	特別障害者手当等の支給	194	-	-
5	八王子市	特別障害者手当等の支給	172	-	-
6	世田谷区	特別障害者手当等の支給	167	-	-
7	大田区	特別障害者手当等の支給	155	-	-
8	板橋区	特別障害者手当等の支給	146	-	-
9	葛飾区	特別障害者手当等の支給	134	-	-
10	江東区	特別障害者手当等の支給	128	-	-

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	618	-	-
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	251	-	-
3	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	273	-	-
4	東海北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	213	-	-
5	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	169	-	-
6	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	103	-	-
7	中国四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	62	-	-
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	32	-	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	261	-	-
2	埼玉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	142	-	-
3	東京都	特別児童扶養手当の支給に係る事務	52	-	-
4	千葉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	49	-	-
5	新潟県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	44	-	-
6	長野県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	23	-	-
7	茨城県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	17	-	-
8	群馬県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12	-	-
9	栃木県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12	-	-
10	山梨県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	6	-	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	176	-	-
2	川崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	33	-	-
3	相模原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	13	-	-
4	藤沢市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1	-	-
5	横須賀市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1	-	-
6	大和市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9	-	-
7	厚木市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7	-	-
8	平塚市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7	-	-
9	茅ヶ崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.6	-	-
10	小田原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.5	-	-